

## 非上場株式等の相続税の納税猶予

### 《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例》

先代の経営者が亡くなったことによって、円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を後継者が相続等で取得してその会社を運営していく場合には、その後継者が相続した株式等（一定の部分に限る）について納める相続税のうち、80%に対応する相続税が猶予され、その猶予されている相続税はその後継者の死亡等により免除されます。

### 《この特例を受けるための要件》

#### 1. 会社の主な要件

次のいずれにも該当しないこと

- ①上場会社 ②中小企業に該当しない会社 ③風俗営業会社 ④資産管理会社
- ⑤総収入金額が零の会社、従業員数が零の会社

#### 2. 後継者である相続人等の主な要件

- ①相続開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日において会社の代表権を有していること。
- ②相続開始の時に、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することになること。
- ③相続開始直前において、会社の役員であること。

#### 3. 先代経営者である被相続人の主な要件

- ①会社の代表権を有していたこと。
- ②相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと。

### 《その他の留意点》

- ・納税が猶予される相続税及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。
- ・相続税の申告期限までに相続税の申告をする必要があります。
- ・納税猶予の期間中に一定の要件を満たさなくなった場合は、猶予されている相続税の全部又は一部を利子税と合わせて納付する必要があります。

## 非上場株式等の贈与税の納税猶予

### 《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》

事業後継者が、贈与により株式を先代経営者である贈与者から取得し、その会社を経営していく場合には、納付すべき贈与税の納税が猶予されます。

### 《この特例を受けるための要件》

#### 1. 会社の主な要件

都道府県知事による円滑化法の認定を受けていることと、次のいずれにも該当しないこと

- ①上場会社 ②中小企業に該当しない会社 ③風俗営業会社 ④資産管理会社
- ⑤総収入金額が零の会社、従業員数が零の会社

#### 2. 先代経営者である贈与者の主な要件

- ①贈与前のいずれかの日に会社の代表権を有していたことがあること。
- ②贈与のときまでに会社の代表権を有していないこと。

#### 3. 経営承継受贈者の主な要件

- ①会社の代表権を有していたこと。
- ②役員等に就任して3年以上経過していること。

### 《その他の留意点》

- ・以上のほか、猶予を受ける株式数の限度や、他に細かい規定がありますので実際に贈与等を検討される場合は、当法人にお問い合わせ下さい。
- ・猶予税額は、先代経営者である贈与者が死亡した場合等は免除されます。

# IYO短信

17/09/01